

昭和二十九年政令第七十八号

防衛省組織令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第三項並びに防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第二十一條第四項、第二十八條第五項、第三十五條第三項及び第三十六條第三項の規定に基き、並びに防衛庁設置法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章 本省

第一節 秘書官（第一条）

第二節 内部部局

第一款 大臣官房及び局（第二条―第九条）

第二款 特別な職の設置等（第十条―第十条の四）

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房（第十一条―第十七条）

第二目 防衛政策局（第十八条―第二十五条の二）

第三目 整備計画局（第二十六条―第三十二条）

第四目 人事教育局（第三十三条―第三十九条）

第五目 地方協力局（第四十条―第五十条）

第三節 審議会等（第五十一条）

第四節 施設等機関（第五十二条）

第五節 特別の機関

第一款 幕僚監部

第一目 統合幕僚監部（第五十三条―第七十四条）

第二目 陸上幕僚監部（第七十五条―第一百五五）

第三目 海上幕僚監部（第一百六条―第三十四）

第四目 航空幕僚監部（第三十五条―第六十一条）

第二款 防衛監察本部（第六十二条―第六十五条）

第六節 地方支分部局（第六十六条―第六十九条）

第二章 防衛装備庁

第一節 特別な職（第七十条）

第二節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等（第七十一条―第七十九条）

第二款 課の設置等

第一目 長官官房（第八十条―第八十六条）

第二目 装備政策部（第八十七条―第九十条）

第三目 プロジェクト管理部（第九十一条―第九十五条）

第四目 技術戦略部（第九十六条―第九十九条）

第五目 調達管理部（第一百条―第一百三）

第六目 調達事業部（第一百四―第一百）

第三節 審議会等（第一百三）

第四節 施設等機関（第一百三―第二二）

第三章 補則（第二二三―第二二五）

附則

第一章 本省

第一節 秘書官

（秘書官の定数）

第一条 秘書官の定数は、一人とする。

第二節 内部部局

第一款 大臣官房及び局

（大臣官房及び局の設置）

第二条 本省に、大臣官房及び次の四局を置く。

防衛政策局

整備計画局

人事教育局

地方協力局

第三条 削除

第四条 削除

（大臣官房の所掌事務）

第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関する事。

二 大臣の官印及び省印の保管に関する事。

三 防衛省の職員（自衛官（内部部局に所属する者を除く）、自衛官候補生、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）以下「法」という。）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者（第十二条第三号において「学生」という。）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者（第十二条第三号において「生徒」という。）、予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補を除く。

第五号において同じ。）の私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関するもの（私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関する制度及び基本的な政策に関するものを除く。）。

四 内部部局の職員の懲戒、服務（私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び規律に関する事（懲戒、服務及び規律に関する制度及び基本的な政策に関するものを除く。）。

五 防衛省の職員の任免、給与、分限その他の人事（懲戒、服務及び規律を除く。）に関する事（人事管理に関する制度に関するものを除く。）。

六 法令案の作成及び公文書類の審査に関する事。

七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

八 防衛省の保有する情報の公開に関する事。

九 防衛省の保有する個人情報保護に関する事。

十 防衛省の所掌事務に関する総合調整（法第八条第一項第七号に規定する総合調整を含む。第十三条第六号において同じ。）に関する事。

十一 防衛省の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関する事。

十二 防衛省の機構及び定員に関する事（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

十三 防衛省の行政の審査に関する事。

十四 国会との連絡に関する事。

十五 広報に関する事。

十六 防衛省の所掌事務に関する法制及びその運用の調査及び研究に関する事。

十七 防衛省の所掌事務に関する政策の評価に関する事。

十八 防衛省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。

十九 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（第十六条第二号、第六十六条第二項及び第二章において「装備品等」という。）の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務の監査に関する事。

二十 防衛省所管の物品の管理の基本に関する事。

二十一 内部部局所属の行政財産及び物品の管理の実施に関する事。

二十二 東日本大震災復興特別会計の経理のうち防衛省の所掌に係るものに関する事。

二十三 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち防衛省の所管に係るもの基本に属すること。

二十四 内部部局所属の建築物の営繕に関すること。

二十五 庁内の管理に関すること。

二十六 国立国会図書館支部防衛省図書館に関すること。

二十七 防衛省の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関すること（地方協力局の所掌に属するものを除く。）。

二十八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四十号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。

二十九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。

三十 特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。第十五条第八号において同じ。）の経理に関すること。

三十一 防衛監察本部の管理及び運営一般に関すること。

三十二 防衛施設中央審議会の庶務に関すること。

三十三 防衛会議の庶務に関すること（防衛政策局の所掌に属するものを除く。）。

三十四 法第三条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三十五 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（防衛政策局の所掌事務）

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛及び警備の基本及び調整に関すること。

二 自衛隊の行動の基本に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

三 前二号並びに次条第一号及び第三号（指揮通信の基本に係る部分に限る。）に掲げる事務に必要な情報の収集整理に関すること。

四 防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。

五 自衛隊の部隊訓練の基本に関すること。

六 防衛研究所が行う第五十二条第二項に規定する調査研究に関すること並びに防衛研究所の管理及び運営一般に関すること。

七 情報本部の管理及び運営一般に関すること。

八 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。

九 防衛会議の庶務に関すること（前各号に掲げる事務に係るものに限る。）。

（整備計画局の所掌事務）

第七条 整備計画局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関すること。

二 防衛省の情報システムの整備及び管理に関すること。

三 指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関すること。

四 防衛省の使用する電波の監理の基本に関すること。

五 自衛隊の行動の基本に関する事務のうち、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第十四号）第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に関する指針（同法第十七条の規定に係るものに限る。）に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。

六 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。

七 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち防衛省の所掌に係るもの基本に関すること。

八 自衛隊の施設の取得及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

九 自衛隊の施設並びに条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。

十 建設工事の計画の承認に関すること。

十一 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること。

十二 建設工事の実施に関すること。

十三 防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。

十四 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関すること。

十五 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

（人事教育局の所掌事務）

第八条 人事教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

二 防衛省の職員の勤務条件に関する制度に関すること。

三 礼式、表彰及び服制に関すること。

四 栄典の推薦及び伝達の実施に関すること。

五 防衛省の職員の補充の基本に関すること。

六 防衛省の職員の福利厚生に関すること。

七 防衛省共済組合に関すること。

八 防衛省の職員（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。）に貸与する宿舍に関すること。

九 恩給に関する連絡事務に関すること。

十 防衛省の職員の給与に関する制度に関すること。

十一 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金（以下「若年定年退職者給付金」という。）の基本に関すること。

十二 所掌事務の遂行に必要な教育訓練（自衛隊の部隊訓練を除く。）の基本に関すること。

十三 防衛大学校及び防衛医科大学校の管理及び運営一般に関すること。

十四 自衛隊法第百条の二に規定する教育訓練の受託及び実施の基本に関すること。

十五 自衛隊法第百条の四に規定する南極地域における科学的調査についての協力の基本に関すること。

十六 防衛省の職員の保健衛生の基本に関すること。

十七 衛生資材の調達、補給及び管理の基本に関すること。

十八 衛生資材の研究開発の基本に関すること。

十九 防衛人事審議会の庶務に関すること。

二十 自衛隊員倫理審査会の庶務に関すること。

（地方協力局の所掌事務）

第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

二 自衛隊の施設の取得に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

三 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること（大臣官房及び整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

四 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号。以下「位置境界明確化法」という。）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること。

五 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第三条から第九条までの規定による措置に関すること。

六 前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に關し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に関すること。

七 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。

八 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

九 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提供及び管理に関すること。

十 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（以下「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

十一 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき駐留軍等及び諸機関並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項（a）に規定する諸機関をいう。第四十八条において同じ。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

十二 自衛隊法第一百五十五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

十三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号。以下「漁船操業制限法」という。）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

十四 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号。以下「特別損失補償法」という。）第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

十五 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。第四十五条第四号において「米軍等行動関連措置法」という。）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。

十六 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。

十七 合衆国軍協定第十八条第五項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。

十八 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百五号）の規定による給付金に関すること。

十九 地方防衛局の管理及び運営一般に関すること。

第二款 特別な職の設置等

第十條 (官房長) 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

(次長)

第十條の二 防衛政策局に次長二人を、地方協力局に次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

(政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官)

第十條の三 大臣官房に、政策立案総括審議官一人、衛生監一人、施設監一人、報道官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人及び審議官六人を置く。

2 政策立案総括審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

3 衛生監は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項（衛生に関するものに限る。）についての事務を総括整理する。

4 施設監は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項（施設に関するものに限る。）についての事務を総括整理する。

5 報道官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する報道関係者に対する広報に関する重要事項についての事務を総括整理する。

6 公文書監理官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

7 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

8 審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第十條の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官三人を置く。

2 米軍再編調整官は、命を受けて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の再編の実施に関する重要事項で防衛省の所掌に係るものについての企画及び立案に参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

3 参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房

(大臣官房に置く課等)

第十一條 大臣官房に、次の六課及び訟務管理官一人を置く。

秘書課

文書課

企画評価課

広報課

会計課

監査課

(秘書課の所掌事務)

第十二條 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関すること。

三 防衛省の職員（自衛官（内部部局に所属する者を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。第五号において同じ。）の私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関すること（私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関する制度及び基本的な政策に関するものを除く。）

四 内部部局の職員の懲戒、服務（私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び規律に関すること（懲戒、服務及び規律に関する制度及び基本的な政策に関するものを除く。）

五 防衛省の職員の任免、給与、分限その他の人事（懲戒、服務及び規律を除く。）に関すること（人事管理に関する制度に関するものを除く。）。

（文書課の所掌事務）

第十三条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法令案の作成並びに公文書類の審査及び進達に関すること。
- 二 防衛省の所掌事務に関する法制及びその運用の調査及び研究に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 防衛省の保有する情報の公開に関すること。
- 五 防衛省の保有する個人情報保護に関すること。
- 六 防衛省の所掌事務に関する総合調整に関すること（企画評価課の所掌に属するものを除く。）。

七 国会との連絡に関すること。

八 国立国会図書館支部防衛省図書館に関すること。

九 渉外に関すること（防衛政策局の所掌に属するものを除く。）。

十 防衛省の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十一 防衛省の所掌事務の遂行に伴つて生ずる生活環境に係る被害の防止又は軽減その他の環境の保全に関しての関係部局及び機関との連絡調整に関すること。

十二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。

十三 防衛施設中央審議会の庶務に関すること（秘書課の所掌に属するものを除く。）。

十四 法第三条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（企画評価課の所掌事務）

第十三条の二 企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 前号の事務に必要な総合調整に関すること。
- 三 防衛省の機構及び定員に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 防衛省の事務能力の増進に関すること。
- 五 防衛省の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。
- 六 防衛省の行政の考査に関すること。
- 七 防衛省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 八 防衛会議の庶務に関すること（防衛政策局の所掌に属するものを除く。）。

（広報課の所掌事務）

第十四条 広報課は、広報に関する事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第十五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関すること。
- 二 防衛省の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関すること。
- 三 内部部局所属の行政財産及び物品の管理の実施に関すること。
- 四 東日本大震災復興特別会計の経理のうち防衛省の所掌に係るものに関すること。
- 五 内部部局所属の建築物の営繕に関すること。
- 六 庁内の管理に関すること。
- 七 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。

八 特別調達資金の経理に関すること。

（監査課の所掌事務）

第十六条 監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の所掌に係る経費及び収入の決算（会計課の所掌に属するものを除く。）及び会計の監査に関すること。
- 二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務の監査に関すること。
- 三 防衛省所管の物品の管理の基本に関すること。
- 四 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち防衛省の所掌に係るもの基本に関すること。

（訟務管理官の職務）

第十七条 訟務管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関すること（地方協力局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 防衛監察本部の管理及び運営一般に関すること。

第二目 防衛政策局

（防衛政策局に置く課等）

第十八条 防衛政策局に、次の七課及び参事官一人を置く。

防衛政策課

戦略企画課

日米防衛協力課

国際政策課

運用政策課

調査課

訓練課

（防衛政策課の所掌事務）

第十九条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 防衛及び警備の基本及び調整に関すること（次号に掲げるもの及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第一項に規定する対処基本方針及び同法第二十二条第一項に規定する緊急対処事態対処方針に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。
- 四 防衛会議の庶務に関すること（第六条第一号から第八号までに掲げる事務に係るものに限る。）。
- 五 前各号に掲げるもののほか、防衛政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（戦略企画課の所掌事務）

第二十条 戦略企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備に関する中長期的な見地からの政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 防衛政策局の所掌事務に係る諸制度の総合的な調査及び研究に関すること。
- 三 防衛研究所が行う第五十二条第二項に規定する調査研究に関すること並びに防衛研究所の管理及び運営一般に関すること。

（日米防衛協力課の所掌事務）

第二十一条 日米防衛協力課は、防衛の分野におけるアメリカ合衆国との協力の基本及び調整に関する事務をつかさどる。

(国際政策課の所掌事務)

第二十二條 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛の分野における国際的な交流の基本及び調整に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

二 軍備管理、軍縮その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の企画及び調整に関すること（日米防衛協力課の所掌に属するものを除く。）。

三 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。

(運用政策課の所掌事務)

第二十三條 運用政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊の行動の基本に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

二 防衛行動に関する計画の基本に関すること。

三 自衛隊の行動及び部隊訓練の基本に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

(調査課の所掌事務)

第二十四條 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十九条第二号及び第三号並びに第二十条第一号に掲げる事務、第二十一条に規定する事務、第二十二号第一号及び第二号並びに前条第一号及び第二号に掲げる事務、第二十五条の二に規定する事務並びに第二十七条第二号並びに第二十八条第二号（指揮通信の基本に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる事務に必要な情報の収集整理に関すること。

二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。

三 情報本部の管理及び運営一般に関すること。

(訓練課の所掌事務)

第二十五條 訓練課は、自衛隊の部隊訓練の基本に関する事務をつかさどる。

(参事官の職務)

第二十五条の二 参事官は、防衛の分野における国際的な交流の基本及び調整に関する事務のうち、インド太平洋地域の安全保障環境の安定に資するものをつかさどる。

第三目 整備計画局

(整備計画局に置く課等)

第二十六條 整備計画局に、次の三課並びに施設整備官一人、提供施設計画官一人及び施設技術管理官一人を置く。

防衛計画課

情報通信課

施設計画課

(防衛計画課の所掌事務)

第二十七條 防衛計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 整備計画局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関すること。

三 防衛政策局及び整備計画局の所掌事務に必要な数理的分析評価に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、整備計画局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(情報通信課の所掌事務)

第二十八條 情報通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の情報システムの整備及び管理に関すること（施設計画課の所掌に属するものを除く。）。

二 指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関すること。

三 防衛省の使用する電波の監理の基本に関すること。

四 自衛隊の行動の基本に関する事務のうち、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共

施設等の利用に関する指針（同法第十七条の規定に係るものに限る。）に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。

(施設計画課の所掌事務)

第二十九條 施設計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊の施設の取得に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 整備計画局の所掌事務に係る建設工事に関する事務の総括に関すること。

三 建設工事の計画の承認に関すること。

四 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること。

五 建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

(施設整備官の職務)

第三十條 施設整備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。

二 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち防衛省の所掌に係るもの基本に関すること。

三 自衛隊の施設の管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四 自衛隊の施設の取得に係る実施計画の総括に関すること。

五 自衛隊の施設の建設工事の実施に関すること（施設技術管理官の所掌に属するものを除く。）。

六 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関すること。

七 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

(提供施設計画官の職務)

第三十一條 提供施設計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。

二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事の実施に関すること（施設技術管理官の所掌に属するものを除く。）。

三 第七条第十号に掲げる事務に係る建設技術に関する事務に関すること（駐留軍の使用に供する施設及び区域に係るものに限る。）。

(施設技術管理官の職務)

第三十二條 施設技術管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第七条第八号、第十号及び第十一号に掲げる事務に係る建設技術に関すること（提供施設計画官の所掌に属するものを除く。）。

二 建設工事に関する技術基準及び積算基準に関すること。

三 防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。

第四目 人事教育局

(人事教育局に置く課等)

第三十三條 人事教育局に、次の四課並びに服務管理官一人及び衛生官一人を置く。

人事計画・補任課

給与課

人材育成課

厚生課

(人事計画・補任課の所掌事務)

第三十四條 人事計画・補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事教育局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 防衛省の職員の任免、給与、分限その他の人事（懲戒、服務及び規律を除く。）に関すること（大臣官房及び人材育成課の所掌に属するものを除く。）。

三 防衛省の職員の私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

四 防衛省の職員の勤務条件に関する制度に関すること。
 五 防衛人事審議会の庶務に関すること（給与課の所掌に属するものを除く。）
 六 前各号に掲げるもののほか、人事教育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（給与課の所掌事務）

第三十五条 給与課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 防衛省の職員の給与に関する制度に関すること。
 二 若年定年退職者給付金の基本に関すること。

（人材育成課の所掌事務）

第三十六条 人材育成課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 所掌事務の遂行に必要な教育訓練（自衛隊の部隊訓練を除く。）の基本に関すること。
 二 防衛省の職員の補充の基本に関すること。
 三 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の任免、服務、規律その他の人事に関すること。

四 防衛大学の管理及び運営一般に関すること。
 五 自衛隊法第百条の二に規定する教育訓練の受託及び実施の基本に関すること。
 六 自衛隊法第百条の四に規定する南極地域における科学的調査についての協力の基本に関すること。

（厚生課の所掌事務）

第三十七条 厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 防衛省の職員の福利厚生に関すること。
 二 防衛省共済組合に関すること。
 三 防衛省の職員（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。）に貸与する宿舍に関すること。
 四 恩給に関する連絡事務に関すること。

（服務管理官の職務）

第三十八条 服務管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 防衛省の職員の懲戒、服務及び規律に関すること（大臣官房、人事計画・補任課及び人材育成課の所掌に属するものを除く。）
 二 礼式、表彰及び服制に関すること。
 三 栄典の推薦及び伝達の実施に関すること。
 四 自衛隊員倫理審査会の庶務に関すること。

（衛生官の職務）

第三十九条 衛生官は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 防衛省の職員の保健衛生の基本に関すること。
 二 衛生資材の調達、補給及び管理の基本に関すること。
 三 衛生資材の研究開発の基本に関すること。
 四 防衛医科大学校の管理及び運営一般に関すること。

第五目 地方協力局

（地方協力局に置く課等）

第四十条 地方協力局に、次の八課並びに沖縄調整官一人及び調達官一人を置く。

- 地方協力企画課
- 地方調整課
- 周辺環境整備課
- 防音対策課
- 補償課
- 施設管理課

提供施設課
 労務管理課

（地方協力企画課の所掌事務）

第四十一条 地方協力企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方協力局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 地方協力局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 防衛施設周辺環境整備法第九条第一項の規定による指定に関すること。
- 四 地方防衛局の管理及び運営一般に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、地方協力局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（地方調整課の所掌事務）

第四十二条 地方調整課は、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関する事務（沖縄調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（周辺環境整備課の所掌事務）

第四十三条 周辺環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 防衛施設周辺環境整備法第三条第一項及び第八条の規定による措置に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）
 二 防衛施設周辺環境整備法第九条第二項の規定による措置に関すること。
 三 前二号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）
 四 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関すること。

（防音対策課の所掌事務）

第四十四条 防音対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 防衛施設周辺環境整備法第三条第二項、第四条及び第五条の規定による措置に関すること。
 二 防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定に関すること。
 三 防衛施設周辺環境整備法第八条の規定による措置のうち、音響に起因する障害の緩和に資するために整備される施設（主な部分が建物であるものに限る。）に係るものに関すること。
 四 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置若しくは運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、第一号及び前号の措置に準ずるものに関すること。

（補償課の所掌事務）

第四十五条 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
 二 漁船操業制限法第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
 三 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び特別損失補償法第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。
 四 米軍等行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。

五 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関する事。

六 合衆国軍協定第十八条第五項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関する事。

七 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の規定による給付金に関する事。

八 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関する事。

九 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償に関する事（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く）。

十 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く）を使用した場合における損失の補償に関する事。

（施設管理課の所掌事務）
第四十六条 施設管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊の施設の取得に関する事（整備計画局、周辺環境整備課及び補償課の所掌に属するものを除く）。

二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関する事（大臣官房、整備計画局、周辺環境整備課、補償課及び提供施設課の所掌に属するものを除く）。

三 位置境界明確化法第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関する事（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く）。

四 防衛施設周辺環境整備法第六条及び第七条の規定による措置に関する事（防音対策課の所掌に属するものを除く）。

五 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提供及び管理に関する事。

（提供施設課の所掌事務）
第四十七条 提供施設課は、駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事に関する事務（整備計画局の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

（労務管理課の所掌事務）
第四十八条 労務管理課は、駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関する事務をつかさどる。

（沖縄調整官の職務）
第四十九条 沖縄調整官は、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関する事務で沖縄に係るものをつかさどる。

（調達官の職務）
第五十条 調達官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関する事。

二 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関する事。

三 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関する事。

第三節 審議会等
（防衛人事審議会）
第五十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、防衛人事審議会を置く。

二 防衛人事審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 自衛隊法、防衛省の職員の給与等に関する法律第三十条及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第二項の規定に基づきその権限に

属させられた事項並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第八十七条の十第一項及び第二項、防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）並びに防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）第六条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二 自衛隊法第三十一条第五項の規定により防衛大臣が定めることとされている隊員の人事管理に関する基準のうち隊員の能率に関するものについて調査審議し、及びこれに関し、必要に依り防衛大臣に対して意見を述べること。

三 前項に定めるもののほか、防衛人事審議会に関し必要な事項については、防衛人事審議会令（平成十一年政令第二百六十一号）の定めるところによる。

（防衛研究所）
第四節 施設等機関
第五十二条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、本省に、防衛研究所を置く。

二 防衛研究所は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究を行うとともに、法第十五条第一項に規定する幹部自衛官その他の幹部職員の教育訓練を行う機関とする。

三 防衛研究所は、自衛隊法第百条の二の規定により防衛大臣が前項に規定する者に進ずる者の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

四 防衛研究所の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

五 防衛研究所は、法第四条第一項第三十三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

第五節 特別の機関
第一款 幕僚監部
第一目 統合幕僚監部
（幕僚長）
第五十三条 統合幕僚長（以下この目において「幕僚長」という。）は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

（幕僚副長）
第五十四条 統合幕僚副長（以下この目において「幕僚副長」という。）は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

二 幕僚副長は、幕僚長を助けて、統合幕僚監部（以下この目において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

（総括官）
第五十五条 幕僚監部に、総括官一人を置く。

二 総括官は、事務官をもつて充てる。

三 総括官は、防衛大臣の定めるところにより、幕僚監部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から、幕僚監部の所掌事務に関する重要事項に係る方針及び計画の立案に参画し、並びに幕僚監部の所掌事務に関する重要事項の調整に関する事務を総括整理する。

（部）
第五十六条 幕僚監部に、次の四部を置く。

総務部
運用部
防衛計画部
指揮通信システム部
（総務部の分課）

第五十七条 総務部に、次の二課を置く。

総務課
人事教育課
（総務課）

第五十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幕僚長の官印及び幕僚監部印の保管に関すること。
- 二 公文書の接受、發送、編集及び保存に関すること。
- 三 文書の審査（首席法務官の所掌に属するものを除く。）及び進達に関すること。
- 四 幕僚長、幕僚副長及び総括官の庶務に関すること。
- 五 各部、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官の事務の連絡調整に関すること。
- 六 幕僚監部の所掌事務に関する業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手續並びに業務計画の実施の検討に関すること。
- 七 幕僚監部の所掌事務に係る隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関すること。

- 八 幕僚監部の所掌事務に関する統計に関すること。
- 九 報告統制に関すること。
- 十 幕僚監部の所掌事務に関する監察に関すること。
- 十一 幕僚監部の所掌事務に関する渉外に関すること。
- 十二 幕僚監部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 十三 幕僚監部の会計の監査に関すること。
- 十四 物品及び役務の調達に関する契約に関すること。
- 十五 幕僚監部の秘密の保全に関すること。
- 十六 前各号に掲げるものほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- 十七 前各号に掲げるものほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（人事教育課）

第五十八条の二 人事教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行動の計画に関し必要な職員的人事及び補充の計画に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、幕僚監部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。
- 三 幕僚監部の礼式、服制、旗章及び標識に関すること。
- 四 幕僚監部の職員の表彰に関すること。
- 五 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（教育に係るものに限る。）に関すること。
- 六 行動の計画に関し必要な教育訓練の計画（運用第三課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 七 捕虜等の取扱いに関する計画に関すること。
- 八 統合幕僚学校に関すること。
- 九 幕僚監部の職員の災害補償に関すること。
- 十 幕僚監部の職員の福利厚生に関すること。

（運用部の分課）

第五十九条 運用部に、次の三課を置く。

- 運用第一課
- 運用第二課
- 運用第三課

（運用第一課）

第六十条 運用第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行動の計画の総合調整に関すること。
- 二 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十八条に規定する対処措置又は同法第二十二條第三項に規定する緊急対処措置に係る行動に関すること。
- 三 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第二条第一項に規定する対応措置に係る行動に関すること。

- 四 前二号に掲げるもののほか、自衛隊法第七十八条の規定による命令による治安出動、同法第七十九条の規定による治安出動待機命令、同法第七十九条の二の規定による治安出動下令前に行う情報収集、同法第八十一条の規定による要請による治安出動、同法第八十一条の二の規定による自衛隊の施設等の警護出動、同法第八十二条の規定による海上における警備行動、同法第八十二条の三の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置及び同法第八十四条の規定による領空侵犯に対する措置に係る行動に関すること。
- 五 前三号の行動の計画に関し必要な編成、装備及び配置の計画に関すること。
- 六 第二号から第四号までの行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、經理、調達、補給、保健衛生、職員の人事及び補充、通信、電波の使用、整備、輸送並びに施設の計画の総合調整に関すること。
- 七 部内の事務の総括に関すること。

（運用第二課）

第六十一条 運用第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行動に関すること（運用第一課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 前号の行動の計画に関し必要な編成、装備及び配置の計画に関すること。
- 三 第一号の行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、經理、調達、補給、保健衛生、職員の人事及び補充、通信、電波の使用、整備、輸送並びに施設の計画の総合調整に関すること。

（運用第三課）

第六十二条 運用第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行動の計画に関し必要な部隊の訓練、その検閲及び演習の計画に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること（指揮通信システム運用課の所掌に属するものを除く。）。

（防衛計画部の分課）

第六十三条 防衛計画部に、次の二課を置く。

防衛課

計画課

（防衛課）

第六十四条 防衛課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（人事教育課、計画課、指揮通信システム企画課及び首席後方補給官の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 二 部内の事務の総括に関すること。

（計画課）

第六十五条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（中長期的な防衛力の整備に係るものに限る。）の総合調整に関すること。
- 二 前号の計画に必要な装備体系の研究に関すること（指揮通信システム企画課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 第一号の計画に必要な数理的分析評価に関すること。
- 四 前二号に掲げるもののほか、第一号の計画に関すること（指揮通信システム企画課及び首席後方補給官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 幕僚監部の所掌事務に関する業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。
- 六 幕僚監部の組織及び定員に関すること。

（指揮通信システム部の分課）

第六十六条 指揮通信システム部に、次の二課を置く。

指揮通信システム企画課

指揮通信システム運用課
(指揮通信システム企画課)

第六十七條 指揮通信システム企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（指揮通信に係るものに限る。）に関すること。
- 二 前号の計画に必要な装備体系の研究に関すること。
- 三 部内の事務の総括に関すること。

(指揮通信システム運用課)

第六十八條 指揮通信システム運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行動の計画に関し必要な通信の計画及び監視並びに電波の使用計画及び監視に関すること。
- 二 第六十二條第二号に規定する統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習の計画に関し必要な通信の計画及び監視並びに電波の使用計画及び監視に関すること。
- 三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に共通する暗号に関すること。

(部長、副部長及び課長)

第六十九條 部に部長を、課に課長を置く。

- 2 運用部及び防衛計画部に、それぞれ副部長一人を置く。
- 3 前二項の職員は、自衛官をもって充てる。
- 4 部長は、幕僚長の命を受け、部務を掌理する。
- 5 副部長は、部長を助け、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を行う。
- 6 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(参事官)

第七十條 幕僚監部に、参事官二人を置く。

- 2 参事官は、事務官をもって充てる。
- 3 参事官は、防衛大臣の定めるところにより、幕僚監部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から、幕僚監部の所掌事務に関する重要事項に係る方針及び計画の立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

(報道官)

第七十一條 幕僚監部に、報道官一人を置く。

- 2 報道官は、自衛官をもって充てる。
- 3 報道官は、幕僚長の命を受け、幕僚監部の所掌事務に関する広報に関する事務をつかさどる。

(首席法務官)

第七十二條 幕僚監部に、首席法務官一人を置く。

- 2 首席法務官は、自衛官をもって充てる。
- 3 首席法務官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 幕僚監部に係る訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
 - 二 例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること。
 - 三 幕僚監部の所掌事務の遂行に必要な法令の調査及び研究に関すること。

(首席後方補給官)

第七十三條 幕僚監部に、首席後方補給官一人を置く。

- 2 首席後方補給官は、自衛官をもって充てる。
- 3 首席後方補給官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（調達、補給、保健衛生、整備、輸送及び施設に係るものに限る。）に関すること。
 - 二 行動の計画に関し必要な調達、補給、保健衛生、整備、輸送及び施設の計画に関すること。

(統合幕僚学校)

第七十四條 幕僚監部に、法第二十六條第一項に規定する機関として、統合幕僚学校を附置する。

2 統合幕僚学校に、校長を置き、自衛官をもって充てる。

3 校長は、校務を掌理する。

4 統合幕僚学校の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

第二目 陸上幕僚監部

(幕僚長)

第七十五條 陸上幕僚長（以下この目において「幕僚長」という。）は、陸将をもって充てる。

(幕僚副長)

第七十六條 陸上幕僚副長（以下この目において「幕僚副長」という。）は、陸将をもって充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて、陸上幕僚監部（以下この目において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

(部)

第七十七條 幕僚監部に、次の七部を置く。

- 監理部
- 人事教育部
- 運用支援・訓練部
- 防衛部
- 装備計画部
- 指揮通信システム・情報部
- 衛生部

(監理部の分課)

第七十八條 監理部に、次の二課を置く。

総務課

会計課

(総務課)

第七十九條 総務課は、次に掲げる事務（第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 幕僚長の官印及び幕僚監部印の保管に関すること。
- 二 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 文書の審査（法務官の所掌に属するものを除く。）及び進達に関すること。
- 四 幕僚長及び幕僚副長の庶務に関すること。
- 五 各部、監察官、法務官及び警務管理官の事務の連絡調整に関すること。
- 六 業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手續並びに業務計画の実施の検討に関すること。
- 七 隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関すること。
- 八 統計に関すること。
- 九 報告統制に関すること。
- 十 陸上自衛隊史の編纂に関すること。
- 十一 渉外及び広報に関すること。
- 十二 部内の事務の総括に関すること。
- 十三 地方協力本部の業務（地方における渉外及び広報に係るものに限る。）の運営に関すること。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(会計課)

第八十條 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

二 会計の監査に関すること。
三 会計事務に関する技術指導に関すること。

(人事教育部の分課)

第八十一条 人事教育部に、次の四課を置く。

人事教育計画課

補任課

募集・援護課

厚生課

(人事教育計画課)

第八十二条 人事教育計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の人事の計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)の総合調整に関すること。
- 二 職員の分限、懲戒、服務及び規律に関すること。
- 三 職員の補充に関すること(統合幕僚監部及び募集・援護課の所掌に属するものを除く。)
- 四 知能、性格等に関する適性検査に関すること。
- 五 礼式、表彰、服制、旗章及び標識に関すること。
- 六 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の制度及び招集手続に関すること。
- 七 教育訓練計画に関すること(統合幕僚監部及び訓練課の所掌に属するものを除く。)
- 八 学校及び教育訓練関係の部隊の業務の総合運営に関すること。
- 九 部内の事務の総括に関すること。

(補任課)

第八十三条 補任課は、職員の任免その他の人事に関する事務(人事教育計画課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(募集・援護課)

第八十四条 募集・援護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の募集に関すること。
- 二 求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して職員に協力すること。
- 三 職員に対して行う再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練に関すること。
- 四 前二号に掲げるもののほか、職員の再就職の援助に関すること。
- 五 地方協力本部の業務の運営に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)

(厚生課)

第八十五条 厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の給与に関すること。
- 二 職員の恩給及び退職手当に関すること。
- 三 職員の宿舎に関すること。
- 四 職員の福利厚生に関すること。
- 五 職員の共済組合に関すること。
- 六 若年定年退職者給付金に関すること。

(運用支援・訓練部の分課)

第八十六条 運用支援・訓練部に、次の二課を置く。

運用支援課

訓練課

(運用支援課)

第八十七条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第五十二条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画(行動の計画に關し必要なものに限る。)並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一

条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画(陸上自衛隊に係るものに限る。)の総合調整に関すること。

二 航空機の運航に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

三 航空管制に関すること。

四 部内の事務の総括に関すること。

(訓練課)

第八十八条 訓練課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教育訓練用器材の取得及び配分の計画に関すること。
- 二 教範その他の教育訓練資料の整備に関すること。
- 三 部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

(防衛部の分課)

第八十九条 防衛部に、次の三課を置く。

防衛課

防衛協力課

施設課

(防衛課)

第九十条 防衛課は、次に掲げる事務(第二号から第五号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の計画に関すること(統合幕僚監部及び防衛協力課の所掌に属するものを除く。)
- 二 部隊及び機関の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。
- 三 業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。
- 四 防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。
- 五 部隊及び機関の運営に関する研究改善に関すること。
- 六 装備品、航空機及び食糧その他の需品(以下「陸上装備品等」という。)に関する研究開発の目標とすべき事項に関すること。
- 七 陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。
- 八 防衛装備庁に対する陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。
- 九 前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること(衛生部の所掌に属するものを除く。)
- 十 陸上装備品等の制式及び規格に関すること(衛生部の所掌に属するものを除く。)
- 十一 部内の事務の総括に関すること。

(防衛協力課)

第九十一条 防衛協力課は、次に掲げる事務(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 防衛の分野におけるアメリカ合衆国との協力の計画に関すること。
- 二 防衛の分野における国際的な交流の計画に関すること。
- 三 第一号に掲げるもののほか、軍備管理、軍縮その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の計画に関すること。

(施設課)

第九十二条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 施設の取得及び建設の計画に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 二 施設管理に関すること。
- 三 土木工事の施行の受託及び実施に関すること。
- 四 施設技術に関すること。

(装備計画部の分課)
第九十三条 装備計画部に、次の四課を置く。

装備計画課
武器・化学課
通信電子課
航空機課

(装備計画課)

第九十四条 装備計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 陸上自衛隊に係る第七十三条第三項第二号に規定する計画(保健衛生に係るものを除く。)の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、陸上装備品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。

三 第一号に掲げるもののほか、陸上装備品等及び陸上装備品等に関する役務の調達計画の総合調整及び防衛装備庁に対する調達要求の総合調整に関すること。

四 輸送に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

五 輸送に関する技術指導に関すること。

六 陸上装備品等の調達、補給、保管及び整備、輸送並びに施設に関する業務を任務とする部隊及び機関の業務の総合運営に関すること。

七 食糧その他の需品(衛生資材を除く。以下この条において同じ。)の補給、保管及び整備に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

八 需品及び需品に関する役務の調達(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

九 職員 の 給 養 に 関 す る 事 務 。

十 需品 の 取 扱 い に 関 す る 技 術 指 導 に 関 す る 事 務 。

十一 部 内 の 事 務 の 総 括 に 関 す る 事 務 。

(武器・化学課)

第九十五条 武器・化学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 火器、車両、誘導武器、弾火薬類及び化学器材並びにこれらに付随する器材(以下この条において「武器等」という。)の補給、保管及び整備に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

二 武器等及び武器等に関する役務の調達(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

三 武器等の取扱いに関する技術指導に関すること。

四 化学技術に関すること。

五 不発弾その他の火薬類の除去及び処理に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

(通信電子課)

第九十六条 通信電子課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 通信器材、電波器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材(以下この条において「通信器材等」という。)並びに施設器材の補給、保管及び整備に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

二 通信器材等及び施設器材並びにこれらに関する役務の調達(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

三 通信工事の施行の受託及び実施に関すること。

四 通信器材等の取扱いに関する技術指導に関すること。

(航空機課)

第九十七条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空機及び航空機用機器(以下この条において「航空機等」という。)の補給、保管及び整備に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

二 防衛装備庁に対する調達要求に関する役務の調達(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び航空機等に関する航空の安全に必要な措置及びこれに伴う調整に関すること。

三 航空機等の取扱いに関する技術指導に関すること。

四 航空機等の取扱いに関する技術指導に関すること。

(指揮通信システム・情報部の分課)

第九十八条 指揮通信システム・情報部に、次の二課を置く。

指揮通信システム課

情報課

(指揮通信システム課)

第九十九条 指揮通信システム課は、次に掲げる事務(第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 陸上自衛隊の情報システムの整備及び管理に関すること。

二 通信の計画及び監視に関すること。

三 電波の使用計画及び監視に関すること。

四 暗号に関すること。

五 写真(航空写真を除く。)に関すること。

六 部内の事務の総括に関すること。

(情報課)

第一百条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第二十三条第四号に規定する情報(陸上自衛隊に係るものに限る。)の収集整理及び配布に関すること。

二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。

三 地図及び航空写真に関すること。

四 第一号に規定する情報の収集整理及び配布に関する技術指導に関すること。

(衛生部)

第一百一条 衛生部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保健衛生に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

二 適性検査に関すること(人事教育計画課の所掌に属するものを除く。)

三 衛生資材の補給、保管及び整備に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

四 衛生資材及び衛生資材に関する役務の調達(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

五 衛生資材の制式及び規格に関すること。

六 衛生資材に関する研究改善に関すること。

七 保健衛生に関する技術指導に関すること。

(部長及び課長)

第一百二条 部に部長を、課に課長を置く。

2 部長及び課長は、陸上自衛官をもつて充てる。

3 部長は、幕僚長の命を受け、部務を掌理する。

4 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(監察官)

第一百三條 幕僚監部に、監察官一人を置く。

2 監察官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3 監察官は、幕僚長の命を受け、監察に関する事務(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(法務官)
第百四条 幕僚監部に、法務官一人を置く。

2 法務官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3 法務官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
 二 職員の災害補償に関すること。
 三 例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること。
 四 幕僚監部の所掌事務の遂行に必要な法令の調査及び研究に関すること。

(警務管理官)
第百五条 幕僚監部に、警務管理官一人を置く。

2 警務管理官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3 警務管理官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 陸上自衛官たる警務官及び警務官補の職務に関すること。
 二 警務関係の部隊の行方警護、交通統制等の保安職務に関すること。
 三 前二号に掲げる職務に関する技術指導に関すること。

第三目 海上幕僚監部
 (幕僚長)
第百六条 海上幕僚長(以下この目において「幕僚長」という。)は、海将をもつて充てる。

(幕僚副長)
第百七条 海上幕僚副長(以下この目において「幕僚副長」という。)は、海将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて海上幕僚監部(以下この目において「幕僚監部」という。)の事務を整理し、及び監督する。

(部)
第百八条 幕僚監部に、次の五部を置く。

総務部
 人事教育部
 防衛部
 指揮通信情報部
 装備計画部

(総務部の分課)
第百九条 総務部に、次の二課を置く。

総務課
 経理課
 (総務課)

第百十条 総務課は、次に掲げる事務(第六号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 幕僚長の官印及び幕僚監部印の保管に関すること。
 二 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
 三 文書の審査(首席法務官の所掌に属するものを除く。)及び進達に関すること。
 四 幕僚長及び幕僚副長の庶務に関すること。
 五 各部、監察官、首席法務官、首席会計監査官及び首席衛生官の事務の連絡調整に関すること。

六 業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手續並びに業務計画の実施の検討に関すること。
 七 隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関すること。
 八 統計に関すること。
 九 印刷に関すること。

十 報告統制に関すること。

十一 海上自衛隊史の編纂に関すること。
 十二 礼式、服制、旗章及び標識に関すること。
 十三 渉外及び広報に関すること。
 十四 海上自衛官たる警務官及び警務官補の職務に関すること。
 十五 部内の事務の総括に関すること。
 十六 前各号に掲げるもののほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(経理課)
第百十一条 経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く)。
 二 物品及び役務の調達並びに行政財産の取得に関する契約に関すること。
 三 会計事務に関する技術指導に関すること(首席会計監査官の所掌に属するものを除く)。

(人事教育部の分課)
第百十二条 人事教育部に、次の五課を置く。

人事計画課
 補任課
 厚生課
 援護業務課
 教育課

(人事計画課)
第百十三条 人事計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の仕事の計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)の総合調整に関すること。
 二 職員の補充に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く)。
 三 知能、性格等に関する適性検査に関すること。
 四 予備自衛官及び予備自衛官補の制度及び召集手続に関すること。
 五 部内の事務の総括に関すること。

(補任課)
第百十四条 補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること(人事計画課の所掌に属するものを除く)。
 二 表彰に関すること。

(厚生課)
第百十五条 厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の給与に関すること。
 二 職員の恩給、退職手当及び災害補償に関すること。
 三 職員の宿舎に関すること。
 四 職員の福利厚生に関すること。
 五 職員の共済組合に関すること。
 六 若年定年退職者給付金に関すること。

(援護業務課)
第百十六条 援護業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して職員に協力すること。
 二 職員に対して行う再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、職員の再就職の援助に関すること。

(教育課)

第一百十七条

教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教育訓練計画に関すること(統合幕僚監部及び運用支援課の所掌に属するものを除く。)
- 二 教範その他の教育訓練資料の整備に関すること。
- 三 教育訓練用器材(艦船・武器課の所掌に属するものを除く。次号及び第二百二十七条第六号において同じ。)の整備に関すること。
- 四 教育訓練用器材の研究改善並びに制式及び規格に関すること。
- 五 学校における調査及び研究の計画に関すること。

第一百十八条

防衛部に、次の四課を置く。

防衛課

装備体系課

運用支援課

施設課

(防衛課)

第一百十九条

防衛課は、次に掲げる事務(第一号から第三号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の計画に関すること。
- 二 部隊及び機関の組織、定員、編成及び配置に関すること。
- 三 業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。
- 四 部内の事務の総括に関すること。

(装備体系課)

第一百二十条

装備体系課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の計画に基づく装備体系の計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)の総合調整に関すること。
- 二 防衛及び警備の計画に基づく装備体系に関すること(統合幕僚監部及び指揮通信課の所掌に属するものを除く。)
- 三 装備の基準に関すること(統合幕僚監部及び指揮通信課の所掌に属するものを除く。)
- 四 防衛及び警備の方法の研究改善に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 五 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品(以下この目において「海上装備品等」という。)の研究改善の総合調整に関すること。
- 六 防衛装備庁に対する海上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

(運用支援課)

第一百二十一条

運用支援課は、次に掲げる事務(第二号、第三号及び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画(行動の計画に關し必要なものに限る。)並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画(海上自衛隊に係るものに限る。)の総合調整に関すること。
- 二 部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること。
- 三 航空機の運航に関すること。
- 四 航空管制に関すること。
- 五 気象及び海洋業務に関すること。
- 六 自衛隊法第百条の四に規定する南極地域における科学的調査についての協力に関すること。

(施設課)

第一百二十二条

施設課は、次に掲げる事務(第一号及び第五号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 施設の取得及び建設の計画に関すること。
- 二 施設の管理に関すること。
- 三 施設の研究改善に関すること。
- 四 港用品(行政財産であるものに限る。)の管理に関すること。
- 五 施設器材及び港用品の整備に関すること。
- 六 施設器材及び港用品の研究改善並びに制式及び規格に関すること。
- 七 施設器材及び港用品の取扱いに関する技術指導に関すること。

(指揮通信情報部の分課)

第一百二十三条

指揮通信情報部に、次の二課を置く。

指揮通信課

情報課

(指揮通信課)

第一百二十四条

指揮通信課は、次に掲げる事務(第一号から第五号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の計画に基づく装備体系(指揮通信に関するものに限る。)に関すること。
- 二 通信に係る装備の基準に関すること。
- 三 通信の計画及び監視に関すること。
- 四 電波の使用計画及び監視に関すること。
- 五 暗号に関すること。
- 六 信号に関すること。
- 七 通信の計画及び監視、電波の使用計画及び監視、暗号並びに信号に関する技術指導に関すること。
- 八 部内の事務の総括に関すること。

(情報課)

第一百二十五条

情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法第二十三条第四号に規定する情報(海上自衛隊に係るものに限る。)の収集整理及び配布に関すること。
- 二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。
- 三 警備地誌に関すること。
- 四 第一号に規定する情報の収集整理及び配布に関する技術指導に関すること。

(装備計画部の分課)

第一百二十六条

装備計画部に、次の三課を置く。

装備需品課

艦船・武器課

航空機課

(装備需品課)

第一百二十七条

装備需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海上自衛隊に係る第七十三条第三項第二号に規定する計画(保健衛生及び施設に係るものを除く。)の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、海上装備品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。
- 三 海上装備品等の調達、補給、保管及び整備を任務とする部隊及び機関の業務の総合運営に関すること。
- 四 海上装備品等の補給及び保管に関すること(統合幕僚監部、施設課、艦船・武器課及び航空機課の所掌に属するものを除く。)
- 五 食糧その他の需品及び車両(以下この条及び第二百二十九条第五号において「需品等」という。)の整備に関すること(統合幕僚監部及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。)

六 需品等、教育訓練用器材、施設器材及び港用品並びにこれらに関する役務の調達計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。
七 輸送に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）
八 職員の給養に関すること。
九 海上装備品等の取扱いに関する技術指導の調整に関すること。
十 需品等の取扱いに関する技術指導に関すること。
十一 物品及び行政財産となるべき物件の検収に関すること。
十二 部内の事務の総括に関すること。

（艦船・武器課）

第二百二十八条 艦船・武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 艦船 艦船用機関（艦船用補機を含む）、艦船用電気器材及び船用用品（以下この条において「艦船等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）
- 二 火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材及び気象器材（航空機課の所掌に属するものを除く。）、誘導武器、弾火薬類、化学器材、航海器材並びに教育訓練用器材（部隊の訓練に関するものその他防衛大臣の定めるものに限る。）並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）
- 三 艦船等及び武器等並びにこれらに関する役務の調達計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。
- 四 艦船等及び武器等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること。
- 五 艦船等及び武器等の取扱いに関する技術指導に関すること。
- 六 艦船等に関する証書に関すること。
- 七 海上装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（他課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）

（航空機課）

第二百二十九条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空機、航空機用機器並びに航空武器等（火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、航法器材、光学器材、通信器材、電波器材及び気象器材のうち航空機又は航空機の航行に関するものをいう。）及びこれに付随する器材（以下この条において「航空機等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）
- 二 航空機等及び航空機等に関する役務の調達計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。
- 三 航空機等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること。
- 四 航空機等の取扱いに関する技術指導に関すること。
- 五 航空機等及び航空機等に関する需品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（教育課、施設課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）

（部長、副部長及び課長）

第二百三十条 部に部長を、課に課長を置く。

- 2 総務部に、副部長一人を置く。
- 3 前二項の職員は、海上自衛官をもって充てる。
- 4 部長は、幕僚長の命を受け、部務を掌理する。
- 5 副部長は、部長を助け、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を行う。
- 6 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

（監察官）

第二百三十一条 幕僚監部に、監察官一人を置く。

- 2 監察官は、海上自衛官をもって充てる。

3 監察官は、幕僚長の命を受け、監察（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）並びに安全及び事故調査に関する事務をつかさどる。
（首席法務官）

第二百三十二条 幕僚監部に首席法務官一人を置く。

- 2 首席法務官は、海上自衛官をもって充てる。
- 3 首席法務官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 訴訟、損害賠償、損失補償及び海難審判に関すること。
 - 二 例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること。
 - 三 幕僚監部の所掌事務の遂行に必要な法令の調査及び研究に関すること。

（首席会計監査官）

第二百三十三条 幕僚監部に、首席会計監査官一人を置く。

- 2 首席会計監査官は、海上自衛官をもって充てる。
- 3 首席会計監査官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 会計の監査に関すること。
 - 二 会計事務に関する研究改善に関すること。
 - 三 会計の監査に関する技術指導に関すること。

（首席衛生官）

第二百三十四条 幕僚監部に、首席衛生官一人を置く。

- 2 首席衛生官は、海上自衛官をもって充てる。
- 3 首席衛生官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務（第一号及び第三号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
 - 一 保健衛生に関すること。
 - 二 適性検査に関すること（人事計画課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 衛生資材の整備に関すること。
 - 四 衛生資材の研究改善並びに制式及び規格に関すること。
 - 五 保健衛生に関する技術指導に関すること。
 - 六 病院その他保健衛生施設に関すること。

第四目 航空幕僚監部

（幕僚長）

第二百三十五条 航空幕僚長（以下この目において「幕僚長」という。）は、空将をもって充てる。

（幕僚副長）

第二百三十六条 航空幕僚副長（以下この目において「幕僚副長」という。）は、空将をもって充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて航空幕僚監部（以下この目において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

（部）

第二百三十七条 幕僚監部に、次の五部を置く。

- 総務部
- 人事教育部
- 防衛部
- 運用支援・情報部
- 装備計画部

（総務部の分課）

- 第二百三十八条 総務部に、次の二課を置く。
 - 総務課
 - 会計課

(総務課)
第百三十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幕僚長の官印及び幕僚監部印の保管に関する事
- 二 公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事
- 三 文書の審査(首席法務官の所掌に属するものを除く。)及び進達に関する事
- 四 幕僚長及び幕僚副長の庶務に関する事
- 五 各部、監理監察官、首席法務官及び首席衛生官の事務の連絡調整に関する事
- 六 航空自衛隊史の編纂に関する事
- 七 礼式、服制、旗章及び標識に関する事
- 八 渉外及び広報に関する事(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 九 航空自衛官たる警務官及び警務官補の職務に関する事
- 十 部内の事務の総括に関する事
- 十一 前各号に掲げるもののほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(会計課)
第百四十条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 二 物品及び役務の調達に関する契約に関する事
- 三 会計事務に関する技術指導に関する事

第百四十一条 人事教育部に、次の五課を置く。

人事計画課
 補任課
 厚生課
 援護業務課
 教育課

(人事計画課)
第百四十二条 人事計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の人事の計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)の総合調整に関する事
- 二 職員の補充に関する事(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 三 知能、性格等に関する適性検査に関する事
- 四 予備自衛官の制度及び招集手続に関する事
- 五 部内の事務の総括に関する事

(補任課)
第百四十三条 補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関する事(人事計画課の所掌に属するものを除く。)
- 二 表彰に関する事

(厚生課)
第百四十四条 厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の給与に関する事
- 二 職員の給養に関する事
- 三 職員の恩給、退職手当及び災害補償に関する事
- 四 職員の宿舎に関する事
- 五 職員の福利厚生に関する事
- 六 職員の共済組合に関する事

七 若年定年退職者給付金に関する事

(援護業務課)
第百四十五条 援護業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して職員に協力する事
- 二 職員に対して行う再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練に関する事
- 三 前二号に掲げるもののほか、職員の再就職の援助に関する事

(教育課)
第百四十六条 教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教育訓練計画に関する事(統合幕僚監部及び運用支援課の所掌に属するものを除く。)
- 二 学校及び教育訓練部隊に関する事
- 三 学校における調査及び研究の計画に関する事
- 四 教範その他の教育訓練資料の整備に関する事

(防衛部の分課)
第百四十七条 防衛部に、次の四課を置く。

防衛課
 装備体系課
 情報通信課
 施設課

(防衛課)
第百四十八条 防衛課は、次に掲げる事務(第一号、第二号及び第四号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の計画に関する事
- 二 部隊及び機関の組織、定員、編成及び配置に関する事
- 三 装備表の作成に関する事
- 四 業務計画の作成及びその実施の調整に関する事
- 五 部内の事務の総括に関する事

(装備体系課)
第百四十九条 装備体系課は、次に掲げる事務(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の計画に基づく装備体系に関する事
- 二 装備の基準に関する事
- 三 防衛及び警備の方法の研究改善に関する事
- 四 防衛装備庁に対する航空機、装備品及び食糧その他の需品(以下この目において「航空装備品等」という。)の技術研究及び技術開発の要求に関する事

(情報通信課)
第百五十条 情報通信課は、次に掲げる事務(第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 航空自衛隊の情報システムの整備及び管理に関する事
- 二 通信の計画及び監視に関する事
- 三 電波の使用計画及び監視に関する事
- 四 暗号に関する事
- 五 信号に関する事
- 六 航空自衛隊の情報システムの整備及び管理、通信の計画及び監視、電波の使用計画及び監視、暗号並びに信号に関する技術指導に関する事

(施設課)
第一百五十一条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 施設の取得及び建設の計画に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 二 施設の管理に関すること。
- 三 施設の研究改善に関すること。
- 四 施設に関する技術指導に関すること。

(運用支援・情報部の分課)
第一百五十二条 運用支援・情報部に、次の二課を置く。

運用支援課
 情報課

(運用支援課)

第一百五十三条 運用支援課は、次に掲げる事務(第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画(行動の計画に關し必要なものに限る。)並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画(航空自衛隊に係るものに限る。)の総合調整に関すること。
- 二 部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること。
- 三 輸送に関すること。
- 四 航空機の運航に関すること。
- 五 航空管制に関すること。
- 六 航空気象に関すること。
- 七 輸送、航空機の運航、航空管制及び航空気象に関する技術指導に関すること。
- 八 部内の事務の総括に関すること。

(情報課)
第一百五十四条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法第二十三条第四号に規定する情報(航空自衛隊に係るものに限る。)の収集整理及び配布に関すること。
- 二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。
- 三 第一号に規定する情報の収集整理及び配布に関する技術指導に関すること。

(装備計画部の分課)
第一百五十五条 装備計画部に、次の二課を置く。

装備課
 整備・補給課

(装備課)

第一百五十六条 装備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空自衛隊に係る第七十三条第三項第二号に規定する計画(調達、補給及び整備の計画に限る。)の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、航空装備品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。

三 第一号に掲げるもののほか、航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画の総合調整及び防衛装備庁に対する調達要求の総合調整に関すること。

四 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備を任務とする部隊及び機関に関すること。

五 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備に関する業務の研究改善に関すること。

六 航空装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること(首席衛生官の所掌に属するものを除く。)

七 航空装備品等の技術資料の収集及び整理に関すること。

八 航空装備品等の取扱いに関する技術指導に関すること。

九 部内の事務の総括に関すること。

(整備・補給課)

第一百五十七条 整備・補給課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空装備品等の補給、保管及び整備に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 二 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。
- 三 航空装備品等の改善要求の処理に関すること。
- 四 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)並びに航空装備品等の補給、保管、整備及び改善要求の処理に関する技術指導に関すること。

(部長及び課長)

第一百五十八条 部に部長を、課に課長を置く。

2 部長及び課長は、航空自衛官をもつて充てる。

3 部長は、幕僚長の命を受け、部務を掌理する。

4 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(監理監察官)

第一百五十九条 幕僚監部に、監理監察官一人を置く。

2 監理監察官は、航空自衛官をもつて充てる。

3 監理監察官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務(第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる業務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手續並びに業務計画の実施の検討に関すること。

二 隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関すること。

三 会計の監査に関すること。

四 統計に関すること。

五 報告統制に関すること。

六 監察に関すること。

七 安全及び事故調査に関すること。

(首席法務官)

第一百六十条 幕僚監部に、首席法務官一人を置く。

2 首席法務官は、航空自衛官をもつて充てる。

3 首席法務官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。

二 例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること。

三 幕僚監部の所掌事務の遂行に必要な法令の調査及び研究に関すること。

(首席衛生官)

第一百六十一条 幕僚監部に、首席衛生官一人を置く。

2 首席衛生官は、航空自衛官をもつて充てる。

3 首席衛生官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保健衛生に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

二 適性検査に関すること(人事計画課の所掌に属するものを除く。)

三 衛生資材の研究改善並びに制式及び規格に関すること。

四 保健衛生に関する技術指導に関すること。

五 病院その他保健衛生施設に関すること。

六 航空医学の調査及び研究を任務とする部隊に関すること。

第二款 防衛監察本部

(副監察監)

第百六十二条 防衛監察本部に、副監察監一人を置く。

2 副監察監は、防衛監察監を助け、部務を整理する。

3 副監察監は、防衛監察監に事故があるとき、又は防衛監察監が欠けたときは、その職務を行う。

(総務課及び統括監察官の設置)

第百六十三条 防衛監察本部に、総務課及び統括監察官一人を置く。

(総務課の所掌事務等)

第百六十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 防衛監察監の官印及び防衛監察本部印の保管に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 防衛監察本部の職員任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。
- 五 防衛監察本部の職員福利厚生に関すること。
- 六 防衛監察本部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること（統括監察官の所掌に属するものを除く）。
- 七 防衛監察本部所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 八 監察に関する企画及び立案に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、防衛監察本部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2 総務課に課長を置く。

3 課長は、防衛監察監の命を受け、課務を掌理する。

(統括監察官の職務)

第百六十五条 統括監察官は、防衛監察監の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 監察の実施に関すること。

二 防衛監察本部の所掌に係る会計の監査に関すること。

第六節 地方支分部局

第百六十六条 地方防衛局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道防衛局	札幌市	北海道
東北防衛局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
北関東防衛局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県 長野県
南関東防衛局	横浜市	神奈川県 山梨県 静岡県
近畿中部防衛局	大阪市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国防衛局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州防衛局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄防衛局	沖縄県中頭郡 嘉手納町	沖縄県

2 装備品等及び役務の調達に関する事務について特に必要があるときは、防衛省令で前項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

(地方防衛局の内部組織)

第百六十七条 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局及び九州防衛局にそれぞれ次長一人を、沖縄防衛局に次長二人を置く。

2 次長は、地方防衛局長を助け、地方防衛局の事務を整理する。

3 地方防衛局に、次の四部を置く。

- 1 総務部
 - 2 企画部
 - 3 調達部
 - 4 管理部
- 4 前項の規定にかかわらず、東北防衛局及び中国四国防衛局にあつては管理部を置かない。
- 5 第三項の部のほか、北関東防衛局に整備部を置く。

(防衛施設地方審議会)

第百六十八条 地方防衛局に、防衛施設地方審議会を置く。

2 防衛施設地方審議会は、地方防衛局長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに必要と認める事項を地方防衛局長に建議する。

- 一 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る不動産並びにこれに附属する動産（以下この条において「不動産等」という。）に係る権利の対価の額及び当該権利の取得に伴う移転額の額その他の支払額に関する事項
- 二 自衛隊又は駐留軍の使用により不動産等について生じた損失の補償額及び不動産等を権利者に返還する場合における利得の求償額に関する事項
- 三 自衛隊法第百五条第二項又は漁船操業制限法第二条第一項の規定による損失の補償額に関する事項
- 四 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項又は特別損失補償法第一条第一項の規定による損失の補償額に関する事項

第三章 防衛整備庁

第一節 特別な職

(防衛技監)

第百七十条 防衛整備庁に、防衛技監一人を置く。

2 防衛技監は、命を受けて、防衛整備庁の所掌事務に係る技術を統理する。

第二節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等

第百七十一条 防衛整備庁に、長官官房及び次の五部を置く。

- 1 装備政策部
- 2 プロジェクト管理部
- 3 技術戦略部
- 4 調達管理部
- 5 調達事業部

(長官官房の所掌事務)

第百七十二条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 長官の官印及び庁印の保管に関すること。

- 三 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
 - 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
 - 五 防衛装備庁の保有する情報の公開に関すること。
 - 六 防衛装備庁の保有する個人情報保護に関すること。
 - 七 防衛装備庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
 - 八 防衛装備庁の機構及び定員に関すること。
 - 九 防衛装備庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
 - 十 広報に関すること。
 - 十一 渉外に関すること。
 - 十二 防衛装備庁の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関すること。
 - 十三 防衛装備庁の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。
 - 十四 礼式、表彰及び服制に関すること。
 - 十五 防衛装備庁の職員の補充に関すること。
 - 十六 防衛装備庁の職員の福利厚生に関すること。
 - 十七 防衛装備庁の職員の教育訓練に関すること。
 - 十八 防衛装備庁の職員の保健衛生に関すること。
 - 十九 防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 - 二十 防衛装備庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること（技術戦略部の所掌に属するものを除く。）。
 - 二十一 東日本大震災復興特別会計に属する行政財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち防衛装備庁の所掌に係るものに関すること。
 - 二十二 防衛装備庁の職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察に関すること。
 - 二十三 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務（防衛装備庁の所掌に属するものに限る。）の監査に関すること。
 - 二十四 防衛装備庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
 - 二十五 装備品等の考案、設計及び試作に関すること。
 - 二十六 防衛調達審議会の庶務に関すること。
 - 二十七 前各号に掲げるもののほか、防衛装備庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- （装備政策部の所掌事務）
- 第七十三條** 装備政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
 - 二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。
 - 三 装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
 - 四 秘密の保全に関すること。
 - 五 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- （プロジェクト管理部の所掌事務）
- 第七十四條** プロジェクト管理部は、装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに当該装備品等に関する役務の調達に関する一連の事務を総合的、効果的かつ効率的に実施するための方針及び計画の策定並びに関係事務の管理及び調整（以下「プロジェクト管理」という。）に関する事務をつかさどる。
- （技術戦略部の所掌事務）
- 第七十五條** 技術戦略部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
 - 二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する制度及び総合的な政策の企画及び立案に関すること。
 - 三 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の収集、整理、分析、管理及び提供に関すること。
 - 四 装備品等の研究開発に関する計画の作成及び管理に関すること。
 - 五 装備品等についての統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関その他の機関に対する専門的かつ技術的な協力及び助言に関すること。
 - 六 装備品等の研究開発の評価に関すること。
 - 七 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関すること。
 - 八 装備品等に関する知的財産の管理に関すること。
 - 九 装備品等に関する規格の制定に関すること。
 - 十 装備品等の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。
 - 十一 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること。
 - 十二 航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電子装備研究所、先進技術推進センター、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関すること。
- （調達管理部の所掌事務）
- 第七十六條** 調達管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
 - 二 装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。
 - 三 装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること（調達事業部の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。
 - 五 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定に関すること。
 - 六 装備品等及び役務の調達に関し必要な企業の調査の実施に関すること。
 - 七 装備品等の標準化の促進に関すること。
- （調達事業部の所掌事務）
- 第七十七條** 調達事業部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。
 - 二 装備品等及び役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
 - 三 装備品等及び役務に関する契約の履行の促進に関すること。
 - 四 装備品等及び役務に関する契約に伴う証明に関すること。
 - 五 装備品等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
 - 六 装備品等及び役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
 - 七 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
 - 八 装備品等及び役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
 - 九 装備品等及び役務に関し、地方防衛局が行う検査（監督を含む。以下同じ。）その他の契約の履行に関する業務（契約の履行の促進に関する業務を除く。以下「検査等」という。）の総括に関すること。
 - 十 装備品等及び役務の検査の実施に関すること。
 - 十一 装備品等の調達品の品質試験に関すること。

(装備官及び審議官)
第一百七十八条 長官官房に、装備官四人及び審議官一人を置く。

2 装備官は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に関する重要事項（装備品等の開発その他の装備品等及び業務に関する専門的かつ技術的なものに限る。）についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

3 審議官は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(プロジェクト管理総括官、革新技術戦略官及び調達総括官)

第一百七十九条 プロジェクト管理部にプロジェクト管理総括官三人を、技術戦略部に革新技術戦略官一人を、調達事業部に調達総括官一人を置く。

2 プロジェクト管理総括官は、命を受けて、プロジェクト管理部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に必要調整を行う。

3 革新技術戦略官は、命を受けて、技術戦略部の所掌事務に関する革新的な技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に必要調整を行う。

4 調達総括官は、命を受けて、調達事業部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に必要調整を行う。

第二款 課の設置等

第一目 長官官房

(長官官房に置く課長に準ずる職)

第一百八十条 長官官房に、総務官一人、人事官一人、会計官一人、監察監査・評価官一人、装備開発官五人及び艦船設計官一人を置く。

(総務官の職務)

第一百八十一条 総務官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 長官の官印及び印の保管に関する事。
- 三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 五 防衛装備庁の保有する情報の公開に関する事。
- 六 防衛装備庁の保有する個人情報保護に関する事。
- 七 防衛装備庁の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 八 防衛装備庁の機構及び定員に関する事。
- 九 防衛装備庁の事務能率の増進に関する事。
- 十 防衛装備庁の情報システムの整備及び管理に関する事。
- 十一 防衛装備庁の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関する事。
- 十二 広報に関する事。
- 十三 渉外に関する事。
- 十四 防衛装備庁の所掌事務に関する官報掲載に関する事。
- 十五 防衛装備庁の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関する事。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、防衛装備庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(人事官の職務)

第一百八十二条 人事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛装備庁の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関する事。
- 二 礼式、表彰及び服制に関する事。
- 三 防衛装備庁の職員の補充に関する事。
- 四 防衛装備庁の職員の福利厚生に関する事。
- 五 防衛装備庁の職員に貸与する宿舍に関する事。

六 恩給に関する連絡事務に関する事。

七 防衛装備庁の職員の教育訓練に関する事。

八 防衛装備庁の職員の保健衛生に関する事。

(会計官の職務)

第一百八十三条 会計官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関する事（監察監査・評価官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関する事。
- 三 防衛装備庁所属の行政財産及び物品の管理に関する事（技術戦略部の所掌に属するものを除く。）。

四 東日本大震災復興特別会計に属する行政財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち防衛装備庁の所掌に係るものに関する事。

五 防衛装備庁所属の建築物の営繕に関する事。

(監察監査・評価官の職務)

第一百八十四条 監察監査・評価官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛装備庁の職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察に関する事。
- 二 防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の決算（会計官の所掌に属するものを除く。）及び会計の監査に関する事。
- 三 装備品等及び業務の調達に関する審査に関する事。
- 四 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに業務の調達に関する業務（防衛装備庁の所掌に属するものに限る。）の監査に関する事。
- 五 防衛装備庁の所掌事務に関する政策の評価に関する事。
- 六 防衛調達審議会の庶務に関する事。

(装備開発官の職務)

第一百八十五条 装備開発官は、命を受けて、装備品等（船舶を除く。）の考案及び試作に関する事務を分掌する。

(艦船設計官の職務)

第一百八十六条 艦船設計官は、船舶の考案及び設計に関する事務をつかさどる。

(装備政策部の職務)

第一百八十七条 装備政策部に、次の二課及び装備保全管理官一人を置く。

(装備政策部に置く課等)

第一百八十八条 装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(装備政策課の所掌事務)

第一百八十九条 装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備政策部の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに業務の調達に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事（装備保全管理官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに業務の調達に関する制度の総合調整に関する事。
- 四 装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事。
- 五 装備政策部の所掌事務に必要な情報の収集、整理及び分析に関する事（装備保全管理官の所掌に属するものを除く。）。
- 六 前各号に掲げるもののほか、装備政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(国際装備課の所掌事務)
第百八十九条 国際装備課は、防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(装備保全管理官の職務)
第百九十条 装備保全管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 秘密の保全に関すること。
- 二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策のうち科学技術の管理に関するもの企画及び立案に関すること。
- 三 装備政策部の所掌事務のうち科学技術の管理に関する必要な情報の収集、整理及び分析に関すること。

第三目 プロジェクト管理部

(プロジェクト管理部に置く課長に準ずる職)

第百九十一条 プロジェクト管理部に、事業計画官一人、事業監理官四人及び装備技術官三人を置く。

(事業計画官の職務)

第百九十二条 事業計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 プロジェクト管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 プロジェクト管理部に関する制度に関すること。
- 三 プロジェクト管理部に関する研究改善に関すること。
- 四 前号に掲げるもののほか、プロジェクト管理部の所掌事務に必要な資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- 五 プロジェクト管理部の実施に関する事務の総括に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、プロジェクト管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第百九十三条 削除

(事業監理官の職務)

第百九十四条 事業監理官は、命を受けて、プロジェクト管理の実施に関する事務(事業計画官及び装備技術官の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

第百九十五条 装備技術官は、命を受けて、プロジェクト管理部の所掌事務に係る技術に関する事務を分掌する。

第四目 技術戦略部

(技術戦略部に置く課等)

第百九十六条 技術戦略部は、技術戦略課並びに技術計画官一人及び技術振興官一人を置く。

(技術戦略課の所掌事務)

第百九十七条 技術戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 技術戦略部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 装備品等の研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する制度及び総合的な政策の企画及び立案に関すること(技術振興官の所掌に属するものを除く。)
- 四 技術戦略部の所掌事務に係る制度に関する事務の総括に関すること。
- 五 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- 六 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、技術戦略部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(技術計画官の職務)

第百九十八条 技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 装備品等の研究開発に関する計画の作成及び管理に関すること。
- 三 装備品等についての統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関その他の機関に対する専門的かつ技術的な協力及び助言に関すること。
- 四 装備品等の研究開発の評価に関すること。
- 五 装備品等の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。
- 六 航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電子装備研究所、先進技術推進センター、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関すること。

(技術振興官の職務)

第百九十九条 技術振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術の振興に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関すること。
- 三 装備品等に関する知的財産の管理に関すること。
- 四 装備品等に関する規格の制定に関すること。
- 五 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の管理及び提供に関すること。

第五目 調達管理部

(調達管理部に置く課等)

第二百条 調達管理部は、調達企画課並びに原価管理官一人及び企業調査官一人を置く。

(調達企画課の所掌事務)

第二百一条 調達企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 調達管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること(原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。)
- 三 装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。
- 四 装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること(調達事業部並びに原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。)
- 五 装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。
- 六 装備品等の標準化の促進に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、調達管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(原価管理官の職務)

第二百二条 原価管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること(企業調査官の所掌に属するものを除く。)
- 二 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する業務の総括に関すること。
- 三 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定に関すること。

(企業調査官の職務)

第二百三条 企業調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関する企業における経理の適正性の調査に関すること。

- 二 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に關し必要な企業における生産活動の効率性の調査に關すること。
- 三 装備品等及び役務の調達に関する原価監査に關する共通的な事項の調査に關すること。
- 四 装備品等及び役務の調達に関する検査その他の契約の履行（契約の履行の促進に關することを除く。）に關する制度及び基本的な政策の企画及び立案に關すること。
- 五 装備品等及び役務の調達に関する検査等の総括に關すること（調達事業部の所掌に属するものを除く。）。

第六目 調達事業部

（調達事業部に置く課長に準ずる職）

第二百四條 調達事業部に、需品調達官一人、武器調達官一人、電子音響調達官一人、艦船調達官一人、通信電気調達官一人、航空機調達官一人及び輸入調達官一人を置く。

（需品調達官の職務）

第二百五條 需品調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 調達事業部の所掌事務に關する総合調整に關すること。
- 二 食糧その他の需品、施設器材、原動機、工作機械、光学器材、氣象器材その他の一般用機器、車両（装甲車両を除く。）、航海器材、港用品、掃海器材及び舟艇器材並びにこれらに付随する器材（以下この条において「需品等」という。）並びに需品等に關する役務並びに輸送の役務に關する業態調査に關すること。
- 三 需品等及び需品等に關する役務並びに輸送の役務に關する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に關すること。
- 四 需品等及び需品等に關する役務並びに輸送の役務に關する契約の履行の促進に關すること。
- 五 需品等及び需品等に關する役務並びに輸送の役務に關する契約に伴う証明に關すること。
- 六 需品等の調達に關する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に關すること。
- 七 需品等及び需品等に關する役務並びに輸送の役務の調達に關する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に關すること。
- 八 需品等及び需品等に關する役務並びに輸送の役務の調達に關する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に關する情報の収集整理に關すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
- 九 需品等及び需品等に關する役務並びに輸送の役務の調達に關する業務の連絡調整に關すること。
- 十 需品等及び需品等に關する役務に關し、地方防衛局が行う検査等の総括に關すること。
- 十一 需品等の試作品及び輸送の役務の実施に關すること。
- 十二 需品等の調達品の品質試験に關すること。
- 十三 前各号に掲げるもののほか、調達事業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

（武器調達官の職務）

第二百六條 武器調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 火器、弾火薬類（魚雷を除く。）、化学器材及び装甲車両並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）並びに武器等に關する役務に關する業態調査に關すること。
- 二 武器等及び武器等に關する役務に關する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に關すること。
- 三 武器等及び武器等に關する役務に關する契約の履行の促進に關すること。
- 四 武器等及び武器等に關する役務に關する契約に伴う証明に關すること。
- 五 武器等の調達に關する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に關すること。

- 六 武器等及び武器等に關する役務の調達に關する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に關すること。
- 七 武器等及び武器等に關する役務の調達に關する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に關する情報の収集整理に關すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 武器等及び武器等に關する役務の調達に關する業務の連絡調整に關すること。
- 九 武器等及び武器等に關する役務に關し、地方防衛局が行う検査等の総括に關すること。
- 十 武器等の試作品の検査の実施に關すること。
- 十一 武器等の調達品の品質試験に關すること。

（電子音響調達官の職務）

第二百七條 電子音響調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 電波器材、磁気器材、音響器材、誘導武器及び魚雷並びにこれらに付随する器材（以下この条において「電波器材等」という。）並びに電波器材等に關する役務に關する業態調査に關すること。
- 二 電波器材等及び電波器材等に關する役務に關する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に關すること。
- 三 電波器材等及び電波器材等に關する役務に關する契約の履行の促進に關すること。
- 四 電波器材等及び電波器材等に關する役務に關する契約に伴う証明に關すること。
- 五 電波器材等の調達に關する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に關すること。
- 六 電波器材等及び電波器材等に關する役務の調達に關する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に關すること。
- 七 電波器材等及び電波器材等に關する役務の調達に關する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に關する情報の収集整理に關すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 電波器材等及び電波器材等に關する役務の調達に關する業務の連絡調整に關すること。
- 九 電波器材等及び電波器材等に關する役務に關し、地方防衛局が行う検査等の総括に關すること。
- 十 電波器材等の試作品の検査の実施に關すること。
- 十一 電波器材等の調達品の品質試験に關すること。

（艦船調達官の職務）

第二百八條 艦船調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 船舶及び船舶用機関（船舶用補機を含む。）並びにこれらに付随する器材（以下この条において「船舶等」という。）並びに船舶等に關する役務に關する業態調査に關すること。
- 二 船舶等及び船舶等に關する役務に關する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に關すること。
- 三 船舶等及び船舶等に關する役務に關する契約の履行の促進に關すること。
- 四 船舶等及び船舶等に關する役務に關する契約に伴う証明に關すること。
- 五 船舶等の調達に關する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に關すること。
- 六 船舶等及び船舶等に關する役務の調達に關する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に關すること。
- 七 船舶等及び船舶等に關する役務の調達に關する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に關する情報の収集整理に關すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 船舶等及び船舶等に關する役務の調達に關する業務の連絡調整に關すること。
- 九 船舶等及び船舶等に關する役務に關し、地方防衛局が行う検査等の総括に關すること。
- 十 船舶等の試作品の検査の実施に關すること。
- 十一 船舶等の調達品の品質試験に關すること。

(通信電気調達官の職務)

第二百九条 通信電気調達官は、次に掲げる事務(需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦

船調達官、航空機調達官及び輸入調達官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 通信器材、電気器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材(以下この条において「通信器材等」という。)並びに通信器材等に関する役務その他の役務に関する業態調査に関すること。

二 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 通信器材等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関すること。

六 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する仕様書(前号に規定するものを除く。)の検討に関すること。

七 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること(調達管理部の所掌に属するものを除く。)

八 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 通信器材等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 通信器材等の調達品の品質試験に関すること。

(航空機調達官の職務)

第二百十条 航空機調達官は、次に掲げる事務(輸入調達官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 航空機及び航空機用機器並びにこれらに付随する器材(以下この条において「航空機等」という。)並びに航空機等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二 航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 航空機等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関すること。

六 航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する仕様書(前号に規定するものを除く。)の検討に関すること。

七 航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること(調達管理部の所掌に属するものを除く。)

八 航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 航空機等及び航空機等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 航空機等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 航空機等の調達品の品質試験に関すること。

(輸入調達官の職務)

第二百十一条 輸入調達官は、装備品等及び役務の外国からの調達(相互防衛援助協定第一条第一項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるものにあつては、有償で供与を受けるもの(以下この条において「有償援助調達」という。)に限る。)並びに装備品等の輸入に伴う役務(同項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるものを除く。)の調達に関する次に掲げる事

務(有償援助調達にあつては、第一号から第四号まで、第七号及び第十号に掲げるものに限る。)をつかさどる。

一 業態調査に関すること。

二 契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 契約の履行の促進に関すること。

四 契約に伴う証明に関すること。

五 仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関すること。

六 仕様書(前号に規定するものを除く。)の検討に関すること。

七 予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること(調達管理部の所掌に属するものを除く。)

八 連絡調整に関すること。

九 地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 検査の実施に関すること。

十一 品質試験に関すること。

第三節 審議会等

(防衛調達審議会)

第二百十二条 防衛装備庁に、防衛調達審議会を置く。

2 防衛調達審議会は、防衛調達(装備品等及び役務の調達をいう。以下この項において同じ。)に関する規則及び防衛調達の実施に関する計画について調査審議し、並びにこれらに関し、必要に応じ、防衛装備庁長官に対して意見を述べる。

3 前項に定めるもののほか、防衛調達審議会に関し必要な事項については、防衛調達審議会令(平成十二年政令第二百六十二号)の定めるところによる。

第四節 施設等機関

(設置)

第二百十三条 防衛装備庁に、次の施設等機関を置く。

航空装備研究所
陸上装備研究所
艦艇装備研究所
電子装備研究所
先進技術推進センター
千歳試験場
下北試験場
岐阜試験場

(航空装備研究所)

第二百十四条 航空装備研究所は、航空機及び航空機用機器並びに誘導武器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務(陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

2 防衛大臣は、航空装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、航空装備研究所の支所を設けることができる。

3 航空装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(陸上装備研究所)

第二百十五条 陸上装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

一 火器及び弾火薬類、施設器材並びに車両及び車両用機器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること(先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。)

- 二 装備品等の耐弾材料及び耐弾構造についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。
- 2 陸上装備研究所の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。
- (艦艇装備研究所)
- 第二百六十六条 艦艇装備研究所は、船舶及び船舶用機器並びに水中武器、音響器材、磁気器材及び掃海器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務(陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
- 2 防衛大臣は、艦艇装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、艦艇装備研究所の支所を設けることができる。
- 3 艦艇装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。
- (電子装備研究所)
- 第二百七十七条 電子装備研究所は、通信器材、電波器材、電子計算機、電気器材及び光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務(陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。)並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関する業務をつかさどる。
- 2 防衛大臣は、電子装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、電子装備研究所の支所を設けることができる。
- 3 電子装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。
- (先進技術推進センター)
- 第二百八十条 先進技術推進センターは、次に掲げる業務をつかさどる。
- 一 ロボット技術並びに放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。
- 二 装備品等についての人間工学に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、装備品等の開発に应用される先進技術に係る考案及び調査研究に関すること。
- 四 理化学器材、衛生資材及び個人装具についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。
- 五 装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。
- 六 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関する契約の締結及び履行の促進に関すること。
- 2 先進技術推進センターの位置及び内部組織は、防衛省令で定める。
- (研究所及び先進技術推進センターの所掌業務の特例)
- 第二百九十条 防衛装備庁長官は、特に必要があると認めるときは、第二百九十四条から前条までの規定にかかわらず、防衛大臣の承認を得て、臨時に、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び電子装備研究所(以下この条において「研究所」という。)に他の研究所又は先進技術推進センターの所掌業務の一部を、先進技術推進センターに研究所の所掌業務の一部をつかさどらせることができる。
- (千歳試験場)
- 第二百二十条 千歳試験場は、次に掲げる業務をつかさどる。
- 一 走行その他の方法による寒冷地、積雪地及びぬかるみにおける車両その他の装備品等の性能に関する試験を行うこと。
- 二 航空機用原動機及び誘導武器用原動機の性能に関する試験を行うこと。
- 三 航空機及び誘導武器の機体並びに弾火薬類の空気力学試験を行うこと。
- 2 千歳試験場の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。
- (下北試験場)
- 第二百二十一条 下北試験場は、射撃その他火薬類を使用する方法による火器及び弾火薬類の性能に関する試験を行うことをつかさどる。
- 2 下北試験場の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。
- (岐阜試験場)
- 第二百二十二条 岐阜試験場は、次に掲げる業務をつかさどる。
- 一 航空機及び航空機用機器の性能に関する試験(千歳試験場の所掌に属するものを除く。)を行うこと。
- 二 航空機を使用して行う航空機搭載誘導武器の性能に関する試験を行うこと。
- 2 岐阜試験場の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。
- 第三章 補則
- (所掌事務の特例)
- 第二百二十三条 法第二十二條第九号及び第二十三條第八号に掲げる事務並びに法第二十四條の規定により防衛大臣が処理を命じた事務は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定めるところにより、部、課、報道官、首席法務官、首席後方補給官、監察官、法務官、警務管理官、首席会計監査官、首席衛生官又は監理監察官をつかさどる。
- (身分取扱いについて自衛隊法の定めるところによらない職員等)
- 第二百二十四条 法第四十一條に規定する政令で定める合議制の機関は、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。
- 2 法第四十一條に規定する政令で定める職員は、地方協力局労務管理課に勤務する職員とする。
- (防衛大臣の定めへの委任)
- 第二百二十五条 この政令に定めるもののほか、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び防衛監察本部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。
- 附則
- (施行期日)
- 1 この政令は、防衛庁設置法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。
- (防衛政策局の所掌事務についての読替え)
- 2 防衛政策局の所掌事務については、当分の間、第六条第一号中「関すること」とあるのは、「関すること(地方協力局の所掌に属するものを除く。）」とする。
- (地方協力局の所掌事務の特例)
- 3 地方協力局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。))第二条第二号に掲げる駐留軍等の再編をいう。附則第九項において同じ。)に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。
- (大臣官房審議官に係る特例)
- 4 当分の間、第十条の三第一項の審議官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
- 5 第十条の三第一項の審議官(前項に規定するものを除く。)のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。
- (大臣官房参事官の設置期間の特例)
- 6 第十条の四第一項の参事官のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。
- (防衛政策局防衛政策課の所掌事務についての読替え)
- 7 防衛政策局防衛政策課の所掌事務については、当分の間、第十九条第二号中「及び他課」とあるのは、「並びに地方協力局及び他課」とする。
- (防衛政策局日米防衛協力課の所掌事務についての読替え)

<p>8 防衛政策局日米防衛協力課の所掌事務については、当分の間、第二十一条中「事務」とあるのは、「事務（地方協力局の所掌に属するものを除く。）」とする。 （地方協力局地方協力企画課の所掌事務の特例） 9 地方協力局地方協力企画課は、第四十一条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>期間 事務</p>	<p>駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関すること。 令和九年一 駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び三月三十 駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関する間 一日まですること。 二 再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>
<p>10 （地方協力局周辺環境整備課の所掌事務の特例） 地方協力局周辺環境整備課は、第四十三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>期間 事務</p>	<p>令和四年三月三十一日ま 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第八条第七項の規定による措置のうち、道路に係るものに関する間 駐留軍再編特別措置法第六 同条の規定による再編交付金の交付に関すること。 六条の規定が効力を有する間</p>

<p>11 地方協力局施設管理課は、第四十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>(地方協力局施設管理課の所掌事務の特例)</p>
<p>駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間</p>	<p>駐留軍用地跡地利用特別措置法第八條第七項の規定による措置に關すること(周辺環境整備課の所掌に屬するものを除く。)</p>
<p>沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十三号)による改正前の沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四百条の規定が効力を有する間</p>	<p>駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定による給付金及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第二十九条の規定による特定給付金の支給に關すること。</p>
<p>駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間</p>	<p>同条の規定による特定跡地給付金の支給に關すること。</p>

- 12 (地方協力局労務管理課の所掌事務の特例)
- 地方協力局労務管理課は、第四十八条に規定する事務のほか、令和五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の規定による特別給付金に關する事務をつかさどる。
- (地方協力局沖繩調整官の職務の特例)
- 13 地方協力局沖繩調整官は、第四十九条に規定する事務のほか、令和四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八條の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九條の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に關する事務をつかさどる。
- 14 (沖繩防衛局の次長の設置期間の特例)
- 第六十七條第一項の沖繩防衛局の次長のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。
- 附則 (昭和三十年四月三〇日政令第六七号)
- この政令は、昭和三十年五月一日から施行する。
- 附則 (昭和三十年九月一日政令第二一五号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附則 (昭和三十年一〇月一四日政令第二八〇号)
- この政令は、昭和三十年十月十五日から施行する。
- 附則 (昭和三十一年三月三一日政令第五七号)
- この政令は、昭和三十一年四月一日から施行する。
- 附則 (昭和三十一年五月二八日政令第一五七号)
- この政令は、昭和三十一年六月一日から施行する。
- 附則 (昭和三十一年八月二八日政令第二六九号)
- この政令は、昭和三十一年九月一日から施行する。
- 附則 (昭和三十一年二月二〇日政令第三五七号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附則 (昭和三十一年五月二八日政令第一一三三号) 抄
- 1 この政令は、公布の日から施行し、臨時受託調達特別会計法の施行の日(昭和三十一年四月三十日)から適用する。
- 附則 (昭和三十一年六月四日政令第一三三三号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附則 (昭和三十一年七月三一日政令第二三四号)
- この政令は、昭和三十一年八月一日から施行する。
- 附則 (昭和三十一年一〇月三〇日政令第三二二一号) 抄
- (施行期日)
- 1 この政令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。
- 附則 (昭和三十一年五月二三日政令第一三六号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附則 (昭和三十四年三月二〇日政令第三四号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附則 (昭和三十四年五月二二日政令第一六七号)
- この政令中、第八十三條、第八十四條及び第八十五條第二項の改正規定は昭和三十四年五月十五日から、その他の部分は公布の日から施行する。
- 附則 (昭和三十五年三月三一日政令第六七号) 抄
- 1 この政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。
- 附則 (昭和三十五年八月三〇日政令第二四三三号)
- この政令は、昭和三十五年九月一日から施行する。

附則 (昭和三六年六月二二日政令第一八七号)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第九十八条、第一百一条及び第一百十一条第二項の改正規定は昭和三十六年七月十五日から、第一百十四条の二の改正規定(同条に第十二号を加える部分に限る。)は同年八月一日から施行する。

附則 (昭和三六年九月一八日政令第三二一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三七年二月二七日政令第三九号)
この政令は、昭和三十七年三月一日から施行する。

附則 (昭和三七年六月三〇日政令第二七四号)
この政令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附則 (昭和三七年九月二二日政令第三六三号)
この政令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

1 附則 (昭和三七年一〇月一六日政令第四〇七号)
この政令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

2 調達庁組織令(昭和二十七年政令第三百七十八号)は、廃止する。

附則 (昭和三八年七月一五五政令第二五三三号)
この政令は、昭和三十八年八月十五日から施行する。ただし、防衛庁組織令第一百五十五条の二十五の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三九年三月三一日政令第六一六号)
この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和三九年一月二二日政令第三七四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月二〇日政令第一六六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年七月一五五政令第二五一号)
この政令は、昭和四十年八月一日から施行する。

附則 (昭和四一年三月二八日政令第四一四号)
この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

1 附則 (昭和四一年一〇月四日政令第三四三三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年三月二三日政令第四四四号)
この政令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和四二年五月三〇日政令第八〇号)
この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、調達実施本部に係る改正規定は、同年七月一日から施行する。

附則 (昭和四二年九月三〇日政令第三二二二号)
この政令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則 (昭和四三年三月一六日政令第三六六号)
この政令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和四三年六月一五五政令第一六四四号)
この政令は、公布の日から施行する。

1 附則 (昭和四四年四月二八日政令第一〇〇〇号)
この政令は、昭和四十四年五月一日から施行する。

附則 (昭和四五年五月二五五政令第一三四四号)
この政令は、公布の日から施行する。

1 附則 (昭和四五年五月二五五政令第一三六六号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

1 附則 (昭和四五年六月一六日政令第一八五号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四六年四月一日政令第九九九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年一月二七日政令第七七号)
この政令は、昭和四十七年二月一日から施行する。

1 附則 (昭和四七年五月二二日政令第一七七七号) 抄
この政令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。ただし、第十六条の改正規定及び第二十条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から、第二十三条の改正規定、第二十五条の改正規定及び第二十六条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則 (昭和四七年五月二五五政令第一九五五号)
この政令は、公布の日から施行する。

1 附則 (昭和四八年七月三一日政令第二二〇号) 抄
この政令は、昭和四十八年八月一日から施行する。

1 附則 (昭和四八年一〇月一六日政令第三二二二号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年一二月二六日政令第三四九九号)
この政令は、昭和四十八年十一月二十七日から施行する。

附則 (昭和四九年四月一一日政令第一〇九九号)
この政令は、公布の日から施行する。

1 附則 (昭和四九年六月二七日政令第二二八号) 抄
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年四月二二日政令第八二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月一五五政令第二二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年五月二〇日政令第八四四号)
この政令は、公布の日から施行する。

1 附則 (昭和五二年六月一六日政令第二〇四四号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五二年九月八日政令第二六〇号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

1 附則 (昭和五二年一二月二三日政令第三二二三号) 抄
この政令は、昭和五十三年一月三十日から施行する。

1 附則 (昭和五三年四月五日政令第九三三三号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

1 附則 (昭和五四年四月四日政令第八〇号)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第二条第五号の改正規定、第三条の二を削る改正規定、第五条及び第七条の改正規定、第七条の次に一条を加える改正規定並びに第八条第一号及び第十四条の二第一号の改正規定は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附則 (昭和五五年六月三〇日政令第一八七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年四月三日政令第八八号)
この政令は、公布の日から施行する。

1 附則 (昭和五七年六月二九日政令第一七五号)
この政令は、昭和五十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年九月二十八日政令第二六七号)
この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年六月二十二日政令第二〇〇号)
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 昭和五十九年七月一日から同年十月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の防衛庁組織令第二百四十二条の規定の適用については、同条中「二人」とあるのは、「二人」とする。

附 則 (昭和六〇年四月六日政令第八四号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一〇月二二日政令第二八二号)
この政令は、昭和六十年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年六月二七日政令第二三二号)
この政令は、昭和六一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年一〇月二八日政令第三三二号)
この政令は、昭和六一年十一月一日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年五月二二日政令第一四三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月三〇日政令第二三六号)
この政令は、昭和六二年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月二九日政令第三二二号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年一二月一三日政令第三三三三号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、昭和六十三年十二月十五日から施行する。

附 則 (平成元年五月二九日政令第一三一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年六月八日政令第一二七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年九月一四日政令第二六五号)
(施行期日)

1 この政令は、平成二年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前に大阪防衛施設局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可その他の処分若しくは契約その他の行為(以下「処分等」という。)又は大阪防衛施設局長に対してした申請、報告その他の行為(以下「申請等」という。)で、徳島県、香川県、愛媛県又は高知県に係るものは、それぞれ、広島防衛施設局長がした処分等又は広島防衛施設局長に対してした申請等とみなす。

附 則 (平成二年九月二八日政令第二九〇号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の施行の日(平成二年十月一日)から施行する。

附 則 (平成三年五月一五日政令第一五九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年六月二六日政令第二一五号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成四年七月一日から施行する。

附 則 (平成五年六月三〇日政令第二一九号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成五年七月一日から施行する。

附 則 (平成七年六月一六日政令第二五二号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成七年六月二十日から施行する。

附 則 (平成七年六月二六日政令第二五七号)
この政令は、平成七年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年一月八日政令第二二二号)
この政令は、平成九年一月二十日から施行する。

附 則 (平成九年六月二七日政令第三三七号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成九年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年十一月二七日政令第三三七号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成十年三月二十六日から施行する。

附 則 (平成一〇年一月二二日政令第三六六号)
この政令は、平成十年十二月八日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二六日政令第三〇号) 抄
この政令は、平成一一年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成一二年四月二二日政令第三五九号)
この政令は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年二月二日政令第二七号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成一二年三月十三日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第九条の二第四項及び第九条の二の二第四項の改正規定は同日一日から施行し、第三条中同令第九条の二の二第五項の改正規定は公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第一〇三号)
この政令は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日政令第一七四号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年四月二六日政令第二〇九号)
この政令中第一条の規定は平成一二年四月二十八日から、第二条の規定は同年五月八日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇三号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年七月一九日政令第三八八号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年二月六日政令第四九七号)
この政令は、平成一二年十二月八日から施行する。

附 則 (平成一二年二月二七日政令第五三九号)
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
附則（平成十三年三月三〇日政令第一〇八号）
 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二百十九条の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附則（平成十三年二月二八日政令第四四三三号）抄
 （施行期日）

1 この政令は、平成十四年三月二十七日から施行する。

附則（平成十四年三月二三日政令第四七七号）抄

この政令は、平成十四年三月二十二日から施行する。

附則（平成十四年三月二九日政令第七三三号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十四年三月三一日政令第一〇二二号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成十四年四月一日政令第二二四号）抄

（施行期日等）

1 この政令は、公布の日から施行し、第二条による改正後の自衛隊法施行令第二百二十六条の九の三の規定は、平成十四年四月分以後の給付金について適用する。

附則（平成十五年三月一九日政令第五七七号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年三月二十七日から施行する。

附則（平成十五年四月一日政令第二六六号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防衛庁組織令目次の改正規定、同令第十條の二の改正規定及び同令第十條の次に一條を加える改正規定並びに第二條の規定は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十二号）附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日から、第一条中防衛庁組織令附則第三項の改正規定及び第三條の規定は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十号）の施行の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成十五年六月一三日政令第二五三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年二月二五号政令第五五一号）抄

この政令は、行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成十六年三月二六号政令第六五号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。ただし、第一条中防衛庁組織令第十四條の三の改正規定、同令第十四條の二を削り、第十四條の三を第十四條の二とし、第十四條の四を第十四條の三とし、同令の次に一條を加える改正規定及び同令第二十八條の改正規定、第二条中自衛隊法施行令第六十條の二の改正規定及び同令第九條の二の改正規定、第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第九條の二及び第九條の二の二の改正規定、同令第九條の四の改正規定、同令第二十四條の改正規定、同令附則第四項の改正規定、同令附則第五項の改正規定、同令附則第六項の改正規定、同令附則第七項の改正規定、同令附則第八項及び第九項の改正規定、同令附則第十二項を附則第十三項とし、附則第十一項を附則第十二項とし、附則第十項を附則第十一項とし、附則第九項の次に一項を加える改正規定並びに同令別表第二の改正規定並びに次条の規定は、同年四月一日から施行する。

附則（平成十六年四月一日政令第一二四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第二百二十六条の九の三の規定は、平成十六年四月分以後の給付金について適用し、第三条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令附則第三項及び別表第三の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則（平成十六年七月二八日政令第二四六号）

この政令は、平成十六年七月二十九日から施行する。ただし、第二条の規定は、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附則（平成十六年二月一〇日政令第三九三三号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年二月二十八日）から施行する。

附則（平成十七年四月一日政令第一一〇号）抄
 （施行期日等）

1 この政令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第二百二十條の五の規定は、平成十七年四月分以後の学資金について適用し、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第二百二十六條の五第一項第一号及び第二号の規定並びに第三條の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令別表第三の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附則（平成十八年三月一七日政令第四一四号）抄
 （施行期日）

1 この政令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附則（平成十八年七月二六日政令第二四三三号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年七月三十一日）から施行する。

附則（平成十八年九月一五日政令第二九六号）

この政令は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月二十日）から施行する。

附則（平成十九年一月四日政令第三三三号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附則（平成十九年三月二二日政令第五一一号）

この政令は、平成十九年三月二十八日から施行する。

附則（平成十九年八月二〇日政令第二六八号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年八月二十九日）から施行する。

附則（平成一九年八月二〇日政令第二七〇号）

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

附則（平成二〇年一月一六日政令第二二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第九八号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二〇年四月一八日政令第一三九号）

この政令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十年法律第十七号）の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年六月二七日政令第二〇六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月一九日政令第二九七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二一年三月三〇日政令第四六号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二一年三月二六日から施行する。

附則（平成二一年三月三一日政令第七三三号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二一年四月一日から施行する。ただし、第一条中防衛省組織令附則の改正規定は、同年七月一日から施行する。

附則（平成二二年七月一七日政令第一八六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二二年七月二四日政令第一八九号）抄
（施行期日）

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二一年八月一日）から施行する。

附則（平成二二年一月二〇日政令第二六五号）抄
（施行期日）

1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年三月二六日）から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第六十一条及び第六十二条の改正規定、第三条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第三条第一項、第六条第一項及び第六条の二第二項の改正規定を除く。）及び第四条から第十条までの規定は、同年四月一日から施行する。

附則（平成二二年二月三日政令第六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二二年七月一日から施行する。

附則（平成二二年四月一日政令第九一号）抄
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年六月二三日政令第一五七号）抄
（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二二年六月二四日）から施行する。

附則（平成二三年一月一三日政令第一号）抄
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年二月二六日政令第四二七号）抄
（施行期日）

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二七日）から施行する。

附則（平成二四年三月三〇日政令第八五号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月三一日政令第九七号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月三一日政令第九九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年七月二七日政令第二〇六号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二四年八月一日から施行する。

附則（平成二五年五月一六日政令第一三七号）抄
（施行期日）

この政令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二五年法律第十五号）の施行の日から施行する。

附則（平成二五年二月二〇日政令第三五六号）抄
（施行期日）

この政令は、自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附則（平成二六年一月三一日政令第二〇号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二六年三月二六日から施行する。

附則（平成二六年三月三一日政令第一一〇号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二六年五月三十日）から施行する。

附則（平成二六年七月二四日政令第二六三号）抄
（施行期日）

1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年七月二五日）から施行する。ただし、第一条中防衛省組織令第五条第三号及び第十二条第三号の改正規定、第二条の規定（自衛隊法施行令第五十一条の五の見出し及び第五十九条の四の改正規定を除く。）並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成二六年八月一日から施行する。

附則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月二七日政令第一〇一号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年九月一八日政令第三三二号）抄
（施行期日）

この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二七年十月一日）から施行する。

附則（平成二七年九月一八日政令第三三四号）抄
（施行期日）

1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年十月一日）から施行する。

（防衛調達審議会に関する経過措置）

2 この政令の施行の際現に従前の防衛省の防衛調達審議会（以下「旧防衛調達審議会」という。）の委員である者は、この政令の施行の日（以下「新防衛調達審議会令」という。）の第二条の規定により防衛装備庁の防衛調達審議会（次項において「新防衛調達審議会」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新防衛調達審議会令第三条第一項の規定にかかわらず、同日における旧防衛調達審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この政令の施行の際現に旧防衛調達審議会の会長である者は、この政令の施行の日に、新防衛調達審議会令第四条第一項の規定により新防衛調達審議会の会長として選任されたものとみなす。

附 則 (平成二十八年一月二十九日政令第二五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十五日政令第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年三月二十九日)から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三十一日政令第一〇三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三十一日政令第一二四号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年五月十八日政令第二一九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月二十三日政令第三八号)

この政令は、平成二十九年三月二十七日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三十一日政令第一一七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第八九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年四月十三日政令第一五八号)

この政令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成三十年法律第十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二十七日政令第一八八号)

この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二十九日政令第八六号)

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三〇日政令第八三号)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年六月二十六日政令第二〇四号)

この政令は、令和二年七月一日から施行する。